

① 通常の場合（備後ジビエ製作所を経由しない場合）

撮影者：有害鳥獣捕獲班員

- (1) 生きた状態の捕獲個体の撮影・・・写真1
- (2) 止めさし後の捕獲個体の撮影・・・写真2
 - 捕獲個体は右向きに置く
 - 捕獲者と捕獲個体が一緒に写る
 - 捕獲個体にスプレーで日付を記載する
 - 捕獲個体にスケールをあてること
 - 捕獲者は黒板（日付・場所等の記入）をもつこと
- (3) 尾，耳，牙の保管
- (4) 緊急捕獲事業報告書（A4 横）への記入

② 食肉加工の場合（備後ジビエ製作所が引き取りする場合）

撮影者：備後ジビエ製作所職員

- (1) 生きた状態の捕獲個体の撮影
 - ※備後ジビエ製作所職員が到着する前に、やむをえず止めさしを行う場合は、有害鳥獣捕獲班員が撮影すること。
- (2) 止めさし後の捕獲個体の撮影
 - 捕獲個体を右向きに置く
 - 捕獲者と捕獲個体が一緒に写る
 - 捕獲個体にスケールをあてること
 - 捕獲者は黒板（日付・場所等の記入）を持つこと
- (3) 備後ジビエ製作所職員による捕獲個体の引きとり
- (4) 緊急捕獲事業報告書（A4 横）への記入は不要
 - ※食肉加工施設を経由する場合、報告書への記載は不要です。
 - 備後ジビエ製作所職員から福山市へ 1 カ月ごとに報告を行います。